

○横浜市技能文化会館条例

昭和60年12月25日

条例第44号

注 平成10年3月から改正経過を注記した。

横浜市技能文化会館条例をここに公布する。

横浜市技能文化会館条例

(設置)

第1条 技能職の振興、雇用による就業の機会の確保並びに勤労者の福祉の増進及び文化の向上を図るため、横浜市技能文化会館(以下「技能文化会館」という。)を横浜市中区に設置する。

(平10条例17・平17条例67・一部改正)

(事業)

第2条 技能文化会館は、次の事業を行う。

- (1) 技能職の振興に関する事業の企画及び実施に関すること。
- (2) 技能文化に関する情報等の収集及び提供に関すること。
- (3) 雇用の促進、就業の機会の確保その他の事業の企画及び実施に関すること。
- (4) 雇用及び就業に関する相談に関すること。
- (5) 雇用及び就業に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 勤労者の福祉の増進及び文化の向上を図るための事業の企画及び実施に関すること。
- (7) 前各号の事業のための施設及び設備の提供に関すること。
- (8) その他技能文化会館の設置の目的を達成するために必要な事業

(平17条例67・全改)

(施設)

第3条 前条各号に掲げる事業を行うため、技能文化会館に次の施設を置く。

- (1) 技能文化実演体験展示室
- (2) 多目的ホール
- (3) 会議室
- (4) 音楽室
- (5) 工房
- (6) トレーニング室
- (7) 研修室
- (8) 和室
- (9) 相談コーナー
- (10) 情報コーナー
- (11) 駐車場

(平17条例67・平22条例32・一部改正)

(開館時間等)

第4条 技能文化会館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(指定管理者の指定等)

第5条 次に掲げる技能文化会館の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 技能文化会館の施設の利用の許可等に関すること。
- (2) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
- (3) 技能文化会館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

2 指定管理者は、横浜市の技能文化の発展及び労働環境の向上に関する施策の方針を理解し、技能職の振興、雇用による就業の機会の確保及び勤労者の福祉の増進のために必要な事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民及び事業者による技能職の振興、雇用による就業の機会の確保及び勤労者の福祉の増進に関する取組に対する支援を行うものでなければならない。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、技能文化会館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

(平17条例67・追加)

(指定管理者の指定等の公告)

第6条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(平17条例67・追加)

(利用の許可)

第7条 第3条第2号から第8号までに掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に技能文化会館の管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、技能文化会館の施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。

- (1) 技能文化会館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 技能文化会館の設置の目的に反するとき。
- (3) その他技能文化会館の管理上支障があるとき。

4 第1項の許可の申請の手続について必要な事項は、規則で定める。

(平10条例17・一部改正、平17条例67・旧第5条繰下・一部改正)

(利用料金)

第8条 前条第1項の規定により許可を受けた者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

4 駐車場に係る利用料金は、駐車場から自動車を出場するときに納付しなければならない。

(平10条例17・全改、平17条例67・旧第6条繰下・平22条例32・一部改正)

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(平10条例17・全改、平17条例67・旧第7条繰下・一部改正)

(利用料金の不返還)

第10条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(平10条例17・全改、平17条例67・旧第8条繰下・一部改正)

(許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、第7条第1項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、同項の規定による許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 第7条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく指定管理者の処分に違反したとき。

(3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(平10条例17・一部改正、平17条例67・旧第9条繰下・一部改正)

(入館の制限)

第12条 指定管理者は、技能文化会館の入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。

(2) その他技能文化会館の管理上支障があるとき。

(平17条例67・旧第10条繰下・一部改正)

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例67・旧第12条繰下)

附 則

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第5条、第9条及び第11条の規定は、昭和61年3月1日から施行する。

附 則(平成10年3月条例第17号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際既にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき施設の使用の申請を行っている者に係る当該施設の料金の納付等に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附 則(平成17年6月条例第67号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市技能文化会館条例第11条の規定によりその管理に関する事務を委託している横浜市技能文化会館については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成22年6月条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

別表(第8条第2項)

(平10条例17・全改、平17条例67・一部改正)

種別		単位	利用料金
個人利用	工房	1人、2時間につき	円 200
	トレーニング室		200
占用利用	多目的ホール	1日につき	22,900
	会議室		3,600
	特別会議室		12,800
	音楽室		8,400
	工房		7,200
	トレーニング室		11,600
	研修室		15,600
	和室		7,000
駐車場		1台、1時間につき	400
附帯設備		1式、1台又は1チャンネル、1日につき	20,000

(備考)

- 1 占用利用とは特定のものが独占的に施設を利用する場合を、個人利用とは個人が非独占的に施設を利用する場合をいう。
- 2 1日とは、午前9時から午後10時までをいう。
- 3 利用者が物品の販売その他営利を目的として施設（駐車場を除く。）を利用する場合の利用料金の額は、表に定める額を2倍して得た額とする。

○横浜市技能文化会館条例施行規則

昭和61年2月25日

規則第11号

注 平成2年3月から改正経過を注記した。

横浜市技能文化会館条例施行規則をここに公布する。

横浜市技能文化会館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市技能文化会館条例(昭和60年12月横浜市条例第44号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 横浜市技能文化会館(以下「技能文化会館」という。)の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、技能文化会館の駐車場の開館時間は、午前8時から午後10時までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 技能文化会館の休館日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(平14規則32・平成22規則54一部改正)

(指定申請書の提出等)

第4条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第5条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 技能文化会館の管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(平17規則87・追加、平成22規則54・一部改正)

(利用の許可の申請)

第5条 条例第7条第1項の規定により技能文化会館の施設の利用の許可を受けようとする者(技能文化会館の工房及びトレーニング室を条例別表に規定する個人利用として利用する者を除く。)は、利用許可申請書(第2号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の利用許可申請書の受付は、多目的ホールにあっては利用しようとする日の属する月の6箇月前から、その他の施設にあっては利用しようとする日の属する月の3箇月前から行うものとする。ただし、指定管理者が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(平9規則98・平10規則42・一部改正、平17規則87・旧第4条繰下・一部改正)

(個人利用の許可)

第6条 技能文化会館の工房及びトレーニング室を条例別表に規定する個人利用として利用する場合の条例第7条第1項に規定する利用の許可は、個人利用券を交付することにより行うものとする。

(平10規則42・一部改正、平17規則87・旧第5条繰下・一部改正)

(利用料金の後納)

第7条 条例第8条第3項ただし書に規定する規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(平10規則42・旧第8条繰上・一部改正、平17規則87・一部改正)

(利用料金の減免)

第8条 条例第9条に規定する規則で定める場合は地方公共団体又は公共的団体が利用する場合とし、免除する利用料金の額は利用料金の5割相当額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(平17規則87・全改、平成22規則54・一部改正)

(利用料金の返還)

第9条 条例第10条ただし書に規定する規則で定める場合は条例第7条第1項の規定により施設の利用の許可を受けた者の責めに帰することができない事由により当該施設の利用ができなくなった場合とし、返還する利用料金の額は既納の利用料金の全額とする。

(平17規則87・全改)

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、経済観光局長が定める。

(平10規則42・旧第12条繰上、平17規則87・旧第11条繰上、平18規則84・一部改正)

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第4条及び第11条の規定は、昭和61年3月1日から施行する。

附 則(平成2年3月規則第16号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月規則第41号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕の規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から1年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成7年3月規則第43号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年9月規則第98号)

(施行期日)

- 1 この規則中、第1条の規定は平成9年10月1日から、第2条の規定は平成10年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の横浜市技能文化会館条例施行規則の規定は、平成9年10月1日以後に受け付けた使用の許可の申請について適用し、同日前に受け付けた使用の許可の申請については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の横浜市技能文化会館条例施行規則の規定は、平成10年1月1日以後に受け付けた使用の許可の申請について適用し、同日前に受け付けた使用の許可の申請については、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月規則第42号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る料金の減免及び返還について適用し、同日前の申請に係る料金の減免及び返還については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則(平成13年3月規則第36号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月規則第32号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月規則第87号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月規則第84号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成22年8月規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項にただし書きを加える改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

第1号様式(第4条第1項)

(平17規則87・追加)

指定申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

横浜市技能文化会館の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(注意) 申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに
前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 横浜市技能文化会館の管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

第2号様式(第5条第1項)

(平9規則98・全改、平10規則42・旧第1号様式・一部改正、平17規則87・旧別記様式・一部改正)

利用許可申請書

年 月 日

(申請先)

住所
氏名・団体名
代表者氏名
電話
連絡者氏名
電話

横浜市技能文化会館の施設を利用したいので、次のとおり申請します。

行事名					
利用目的					
利用日時	利用施設			施設利用料金	
施設利用料金合計					
利用形態	開場時間	開演時間	終了時間	入場予定者	
附帯設備名		単価	延べ数	附帯設備利用料金	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
附帯設備利用料金合計					
入場料の徴収の有無	無料・有料(円)				
納付済利 用料金 (本日分含 む。)	施設利用料金		本日領収額	施設利用料金	
	附帯設備利用料金			附帯設備利用料金	
	合計			合計	
備考					

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市技能文化会館条例（昭和60年12月横浜市条例第44号。以下「条例」という。）及び横浜市技能文化会館条例施行規則（昭和61年2月横浜市規則第11号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 規則第2条第2項に規定する横浜市技能文化会館（以下「技能文化会館」という。）の開館時間を変更することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 設備点検等によりやむを得ない場合
- (2) 非常災害等が生じた場合
- (3) やむを得ず利用の延長、繰上げがあった場合
- (4) その他管理上支障があると認められる場合

2 開館時間には、利用準備及びあとかたづけの時間を含むものとする。

(休館日以外の休館)

第3条 規則第3条第2項の規定により、休館日以外の日に開館しないことのできる場合は、次のとおりとする。

- (1) 施設、設備等の点検及び改修工事等によりやむを得ない場合
- (2) 非常災害等が生じた場合
- (3) その他管理上支障があると認められる場合

(利用の申請)

第4条 規則第5条第2項に規定する利用許可の申請は、次の各号に定めるところにより利用申請者が次の各号に定めるいずれかにより行うものとする。

- (1) 申請者が、多目的ホールにあっては利用しようとする日の属する月の6箇月前の1日から15日、その他の施設にあっては利用しようとする日の属する月の3箇月前の1日から15日までの間に、横浜市民利用施設予約システム（以下「予約システム」という。）の行う施設利用の抽選に申し込みを行い、抽選に当選し、予約システムに当選結果の確認を行った後、抽選した月の18日から末日までの間に技能文化会館に来館し、利用許可申請を提出する場合
- (2) 予約システムによる抽選後の空き施設を利用しようとする申請者が、多目的ホールにあっては利用しようとする日の属する月の6箇月前の月の26日から利用しようとする日の28日前の日、その他の施設にあっては利用しようとする日の属する月の3箇月前の月の26日から利用しようとする日の7日前の日までの間に予約システムの行う空き施設の

申し込みに申し込みを行い、申し込みの日から7日までの間に技能文化会館に来館し、利用許可申請を提出する場合

(3) 予約システムで利用許可申請が可能となる期間を経過した場合の空き施設を利用しようとする申請者が、多目的ホールにあっては利用しようとする日の27日前の日から利用しようとする日まで、その他の施設にあっては利用しようとする日の6日前の日から利用しようとする日までの間に技能文化会館に来館し、利用許可申請を提出して施設利用を申し込む場合。

2 受付時間は、開館日の午前9時から午後7時までとする。

3 第1項の規定にかかわらず、公益上必要がある場合で次の各号に該当する場合は、多目的ホールにあっては利用しようとする日の属する月の1年前から6箇月前までの間、その他の施設にあっては利用しようとする日の属する月の1年前から3箇月前までの間に申請することができるものとする。

(1) 市又は指定管理者が、主催又は共催して行う事業で、その日に開催しなければ支障が生ずると認められるもののうちやむを得ない場合

(2) 国際的、全国的な催し物等で、その日に開催しなければ支障が生ずると認められるもののうちやむを得ない場合

(3) 技能職団体、労働団体等が条例第1条の目的を達成するために行う事業で、その日に開催しなければ支障が生ずると認められるもののうちやむを得ない場合

(4) その他指定管理者が特に認める場合

(利用等の許可)

第5条 条例第7条第1項に規定する利用の許可は、利用許可書(第1号様式)を交付することにより行うものとする。

2 規則第6条に規定する個人利用券は、別記(第2号様式)とする。

(遵守事項)

第6条 技能文化会館を利用するもの(その催物を目的として入場した者を含む)は、次に掲げる事項を守らねばならない。

(1) 利用目的以外の目的に施設等を利用しないこと

(2) 附帯設備を技能文化会館外に持ち出さないこと

(3) 許可なく壁、柱、窓、とびら等にポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類するものを掲げ、若しくは張り付け、文字等を書き、又はクギ類を打たないこと。

(入館の制限)

第7条 条例第12条第1項第2号に規定する、その他技能文化会館の管理上支障があるときは、次のとおりとする。

(1) 他人に危害を及ぼし又は秩序風俗を乱す恐れがあると認められる者

- (2) 付添いを要する幼児又は老人等で、付添人のいない者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(利用等の打合せ)

第8条 利用者は多目的ホールを利用する場合、利用日の14日前までに係員と利用方法その他必要な事項を打合わせなければならない。

(損傷等の届出)

第9条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を届け出て、職員の指示を受けなければならない。

(損傷等の賠償)

第10条 利用者は、自己の責めに帰す理由により、施設等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(利用後の点検)

第11条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、直ちに利用した施設等を現状に復し、関係職員の点検を受けなければならない。条例第11条の規定により、利用の許可を取り消され又は利用を制限若しくは停止又は行為を停止させられたときも同様とする。

(委任)

第12条 条例、規則及びこの要綱に定めるもののほか、技能文化会館の管理運営に関し必要な事項については、指定管理者が経済観光局長の承認を得て定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

横浜市技能文化会館利用約款

制 定 平成18年4月 1日

(趣旨)

第1条 この約款は、横浜市技能文化会館指定管理者株式会社ファンケルホームライフ（以下「指定管理者」という。）が管理する横浜市技能文化会館（以下、「技能文化会館」という。）の利用について、横浜市技能文化会館条例（以下、「条例」という。）、横浜市技能文化会館条例施行規則（以下、「規則」という。）及び横浜市技能文化会館処務要綱（以下、「要綱」という。）の規定に基づき必要な事項を定めるものとします。

(約款の遵守)

第2条 技能文化会館を利用しようとする者（以下、「利用者」という。）は、この約款の規定を遵守しなければなりません。

(遵守事項)

第3条 技能文化会館の施設の利用者（その催事を目的として入場した者を含む。）は、次に掲げる事項を守らねばなりません。

- (1) 利用目的以外の目的に施設等を利用しないこと
- (2) 附帯設備その他の備品を技能文化会館外に持ち出さないこと。
- (3) 許可なく壁、柱、窓、とびら等にポスター、看板、懸垂幕その他これらに類するものを掲げ、若しくは張り付け、文字等を書き、又はクギ類を打たないこと。
- (4) 利用施設の収容定員を超えないこと。
- (5) 許可なく火気を使用しないこと。
- (6) 危険物及び不潔物を持ち込まないこと。
- (7) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) 指定場所以外で飲食しないこと。
- (9) その他技能文化会館の指示に従うこと。

(利用の申請)

第4条 処務要綱第4条で定める、その他指定管理者が特に認める場合は、次のとおりとします。

- (1) 市内の公的団体が市や指定管理者の後援を受けた公共的行事。
- (2) 収益の一部を公共の福祉目的に寄附するなどの社会貢献が明白で市や指定管理者の後援を受けた行事。
- (3) 夜間の定期利用団体。（ただし、2階ホールを除き、かつ6カ月前から）
- (4) その他、指定管理者が特に認める場合。

2 前項の優先利用については、指定管理者が定める日数の範囲とします。

(利用の不許可等)

第5条 技能文化会館の施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとします。

- (1) 技能文化会館の設置の目的に反するとき。

- (2) 技能文化会館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (3) 危険物等を使用する催物で、災害発生のおそれがあると認められるとき。
- (4) 技能文化会館の建物又は附帯設備等を破損又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (5) 集団的又は常習的に暴力不法行為の恐れがある組織の利益になると認められるとき。
- (6) 葬儀、告別式に使用しようとするとき。
- (7) 利用許可申請書等の記載事項に虚偽が認められるとき。
- (8) その他技能文化会館の管理上支障があるとき。

(利用の許可の取消し)

第6条 利用の許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることがあります。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 条例、規則及び要綱の規定若しくはこの約款の規定又はこれらに基づく市長若しくは指定管理者の処分に違反したとき。
- (3) 条例、規則及び要綱の規定若しくはこの約款の規定で定める許可条件に違反したとき。

(入館の制限)

第7条 技能文化会館の入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命じることがあります。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) 他人に危害を及ぼし又は秩序風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 付き添い人を要する幼児又は老人等で、付き添い人がいないとき。
- (4) その他管理上支障があると認められるとき。

(利用料金)

第8条 条例に掲げる施設の利用の許可を受けた者は、別表に定める額の利用料金を納付しなければなりません。

- 2 利用料金は、現金で支払うものとします。
- 3 利用料金は、前納とします。ただし、必要があると認められる場合は、後納とすることができます。

(利用料金の後納)

第9条 前条第3項ただし書で規定する利用料金を後納とすることができる場合は、次のとおりとします。

- (1) 国又は地方公共団体が利用する場合
 - (2) 利用当日の利用時間の延長等、利用後でなければ利用料金の算定がしがたい場合
 - (3) その他、利用料金を前納するのが著しく困難である場合
- 2 前項の規定により後納とされた利用料金は、指定する期限までに納付しなければなりません。

(利用料金の減免)

第10条 規則の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、あらかじめ、利用料金減免申請書(第1号様式)を提出しなければなりません。

2 前項の申請を承認し、又は承認しないことに決定した場合は、利用料金減免承認・不承認決定通知書（第2号様式）により申請者にその旨通知するものとします。

（利用料金の返還）

第11条 利用料金の返還を受けようとする者は、利用料金返還申請書（第3号様式）を提出しなければなりません。

2 前項の申請を承認し、又は承認しないことに決定した場合は、利用料金返還承認・不承認決定通知書（第4号様式）により申請者にその旨を通知するものとします。

（損傷等の届出）

第12条 利用者は、次に掲げる場合は直ちにその旨及び理由を指定管理者の職員に届け出て、指示を受けなければなりません。

(1) 利用者が技能文化会館の施設若しくは器物を滅失し、き損し、汚損した場合。

(2) 利用者が他の利用者等の第三者の人身を侵害し、又はその財物を滅失し、き損し、汚損した場合。又はそのような損害を被った場合。

（事故等の場合の処置）

第13条 指定管理者は前条の届出があった場合、又は利用者若しくはその財物について、事故が発生し、又は発生する恐れがあると認識した場合は、利用者の同意を得て速やかに必要な処置をするものとします。ただし、緊急の場合は利用者の同意を得ないことができます。

（損害賠償）

第14条 指定管理者は、技能文化会館（会館内の昇降機を含む。なお、駐車場については別途定めます。）の設置・管理・運営が原因で、利用者等の第三者に人身事故、物損事故を生じた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、指定管理者が善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りではありません。

2 賠償する場合の限度は、原則として賠償責任保険の保険約款により定められた損害補填の範囲とします。

（利用者の損害賠償）

第15条 利用者は自己の責めに帰する理由により施設等を損傷又は滅失したときは、その賠償をしなければなりません。

（法令の適用）

第16条 技能文化会館の利用に関し、この約款に定めのない事項については、関係法令の定めるところによります。

附 則

1 この約款は、平成18年4月1日から施行する。

(別表1)

技能文化会館個人利用料金表

(単位:円)

種別	単位	利用料金
トレーニング室	1人2時間につき	200

(別表2)

技能文化会館占用利用料金表

(単位:円)

種別	区分	午前	午後	夜間	1日	
	多目的ホール	4,900	8,200	9,800	22,900	
	会議室	800	1,300	1,500	3,600	
	特別会議室	2,700	4,600	5,500	12,800	
	音楽室	1,800	3,000	3,600	8,400	
	工房	1,500	2,600	3,100	7,200	
	トレーニング室	2,500	4,100	5,000	11,600	
	研修室	601	2,400	4,000	4,800	11,200
		602	2,300	3,900	4,700	10,900
		603	1,800	3,100	3,700	8,600
		801	2,000	3,400	4,100	9,500
		802	3,300	5,600	6,700	15,600
	和室	1	900	1,600	1,900	4,400
		2	1,500	2,500	3,000	7,000
附 帯 設 備	音響設備	拡声装置		1式・1回	2,500	
		マイクロフォン		同	500	
		CDプレイヤー		同	500	
		ワイヤレスマイクロフォン		1チャンネル・1回	1,500	
	映写設備	PCプロジェクター		1式・1回	2,000	
		スライドプロジェクター		同	2,000	
		オーバーヘッドプロジェクター		同	1,000	
	展示設備	展示台		1台・1回	100	
		展示ケース		同	300	
		展示パネル		同	100	
		展示補助具セット		1式・1回	10,000	
	工芸設備	電気焼釜(七宝焼用)		同	2,000	
		電気焼釜(陶芸用)		同	5,000	
	その他設備	グランドピアノ		同	3,000	
		アップライトピアノ		同	2,000	
エレクtoon			同	2,000		
金びょうぶ			1回	800		

(備考)

- 1 占用利用とは特定のもの独占的に施設を利用する場合を、個人利用とは個人が非独占的に施設を利用する場合をいう。
- 2 1日とは、午前9時から午後10時までをいう。また、午前とは午前9時から午前12時までを、午後とは午後1時から午後5時までを、夜間とは午後6時から午後10時までをいう。
- 3 1回とは、1日において附帯設備を継続して利用する一連の時間をいう。
- 4 利用者が物品の販売その他営利を目的として施設を利用する場合の利用料の額は表に定める額を2倍して得た額とする。

利用料金減免申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市技能文化会館指定管理者

申請者 住所
氏名(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市技能文化会館の利用料金の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

行事名				
入場 利用 目的				
入場 利用 日時	年 月 日() 時から 時まで			
入場 利用 施設				
基本利用料金	利用料金	円	合 計	円
	附帯設備	円		
減免を受けよう とする金額	利用料金	円	合 計	円
	附帯設備	円		
減免を受けよう とする理由				

第2号様式(第12条第3項)

第 号
年 月 日

様

横浜市技能文化会館指定管理者

年 月 日に申請がありました横浜市技能文化会館の利用料金の

減免申請については、次のとおり 承認する 承認しない ことを決定しましたので、通知します。

入場 目的 利用				
入場 日時 利用	年 月 日() 時から 時まで			
入場 施設 利用				
減免する 利用料金	利用料金	円	合 計	円
	附帯設備	円		
減免をする理由又は 減免をしない理由				

利用料金返還申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市技能文化会館指定管理者

申請者 住所

氏名(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市技能文化会館の利用料金の返還を受けたいので、次のとおり申請します。

入場 利用 目的				
入場 利用 日時	年 月 日() 時から 時まで			
入場 利用 施設				
返還を受けよう とする金額	利用料金	円	合 計	円
	附帯設備	円		
返還を受けよう とする理由				

第4号様式(第13条第4項)

第 年 月 日 号

様

横浜市技能文化会館指定管理者

年 月 日に申請がありました横浜市技能文化会館の利用料金の
返還については、次のとおり 返還する 返還しない ことを決定しましたので、通知します。

入場 利用 目的				
入場 利用 日時	年 月 日() 時から 時まで			
入場 利用 施設				
返還する金額	利用料金	円	合 計	円
	附帯設備	円		
返還する理由又は 返還しない理由				